

財団法人能登半島地震復興基金
理事長 谷本 正憲 様

(印 -)
申込者 所在地
名 称
代表者名
電話番号 印

認定プレカット工場申請書

能登ふるさと住まい・まちづくり支援事業補助金交付要綱第4条により、下記のとおり申請します。

記

- 1 県産材製品の主な流通経路
- 2 分別管理者の職氏名
- 3 年間住宅加工能力数及び対象住宅加工予定棟数
- 4 県産材使用の標準仕様
- 5 全自動加工機械の設置状況

財団法人能登半島地震復興基金
理事長 谷本 正憲 様

(印 -)
申請者 所在地
名 称
代表者名
電話番号 印

事前補助基準適合認定申請書

能登ふるさと住まい・まちづくり支援事業補助金交付要綱第5条により、下記のとおり申請します。

記

1. 耐震・耐雪

①在来軸組工法の木造の住宅の場合

部材	樹種	幅 (mm)	高さ (mm)	備 考	判定欄 (※)
土台	階数が1の住宅				
	階数が2の住宅				
柱	通し柱				
	管柱、階数が1の柱				
小屋梁	積雪100cm 梁間3.6m 区域			小屋梁の間隔:	
	積雪150cm 梁間3.6m 区域				
	積雪200cm 梁間3.6m 区域				
	積雪200cm 梁間4.5m 区域				
モヤ				スパン: ピッチ:	
タルキ	軒先以外の部分			スパン: ピッチ:	
	軒先部分、軒の出90cm			スパン: ピッチ:	
	軒先部分、軒の出45cm			スパン: ピッチ:	

様

財団法人能登半島地震復興基金
理事長 谷本 正憲

認定プレカット工場通知書

能登ふるさと住まい・まちづくり支援事業補助金交付要綱第4条による平成 年 月 日付けの申請については、下記の条件を付して、同要綱第2条第5項に規定する認定プレカット工場として認定します。

記

1. 認定期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日
2. その他 今後、申込み内容に変更があった場合は、速やかに届出をしなければならない。
能登ふるさと住まい・まちづくり支援事業補助金交付要綱第7条に規定する補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書に添付する県産材活用証明書の内容についての責任は、貴社に帰属するものである。
県産材活用証明書の証明内容に不義の記載があった場合は認定を取消すとともに、申請者の住所、名称等を公表する場合がある。

項 目	工事内容	備 考	判定欄 (※)
柱の直下率	%		
基礎の構造 (いずれかに○)	・鉄筋コンクリート造 ・それ以外		

項 目	方 向	平屋建の場合	2階建の場合		判定欄 (※)
			1階	2階	
壁量 (cm ² /㎡)	X				
	Y				

②在来軸組工法の木造の住宅以外の住宅

確認項目	内 容	判定欄 (※)
構造計算結果	(別途構造計算書を添付)	

③屋根融雪装置を設置する住宅

確認項目	内 容	備 考	判定欄 (※)
屋根融雪装置の生産者			
屋根融雪装置の熱源 (いずれかに○)	・電気 ・灯油 ・ガス ・その他 ()		

注意：設置状況を確認できる屋根伏図、系統図等を添付すること。

2. バリアフリー

確認項目	計画内容説明欄		判定欄(※)
	項目	計画内容	
階級の配属等	特定居室と同一階にある居室	<ul style="list-style-type: none"> 特定居室 (階、室名:) 特定居室と同一階にある居室 <ul style="list-style-type: none"> 玄関 <input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> 食事室 洗面所 <input type="checkbox"/> 更衣室 ホームエレベーターの有無 (<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有) ホームエレベーター出入口の幅員 () 	<input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 矩計図
	段差	<ul style="list-style-type: none"> 出入口等 (日常生活空間内) 玄関出入口 <ul style="list-style-type: none"> くつろぎと玄関外側 () くつろぎと玄関土間 () 玄関上がりかまち () (踏み段 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有) 浴室出入口 () バルコニー出入口 () (踏み段 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有) 居室の部分の床とその他の床の段差 () (居室の部分の床の面積) (居室の部分の床の長辺の長さ) その他の床 () 	<input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 詳細図
階段	配属等	<ul style="list-style-type: none"> けがれ R () 踏面 T () 勾配R/T (/) 2R+T () 	<input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 詳細図
	幅込み	<ul style="list-style-type: none"> 幅込み寸法 () 幅込み数 (<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有) 	
階段の幅員	形式等	<ul style="list-style-type: none"> 階段の形式 () 最上段の通路等への食い込み (<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有) 最下段の通路等への突出 (<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有) 	
	滑り防止	<ul style="list-style-type: none"> 滑り止め (<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有、踏面と同一面) 	
手摺	段差の出	<ul style="list-style-type: none"> 段差の出 (<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有) 	
	手摺の設置	<ul style="list-style-type: none"> 幅員 () 階段 (<input type="checkbox"/> 両側設置 <input type="checkbox"/> 片側設置) 手摺高さ (踏面先端より) 便所 (<input type="checkbox"/> 設置) 浴室 (<input type="checkbox"/> 浴室出入 <input type="checkbox"/> 浴槽出入) (<input type="checkbox"/> 浴槽立ち座り <input type="checkbox"/> 姿勢保持) (<input type="checkbox"/> 洗い場立ち座り) 玄関 (<input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 設置可) 脱衣室 (<input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 設置可) 	<input type="checkbox"/> 仕上表 <input type="checkbox"/> 平面図

確認項目	計画内容説明欄		判定欄(※)
	項目	計画内容	
手摺	転落防止	<ul style="list-style-type: none"> バルコニー 壁等の高さ () 手摺高さ (<input type="checkbox"/> 壁際より <input type="checkbox"/> 床面より) 	
	手摺の設置	<ul style="list-style-type: none"> 窓(2階) 窓台等の高さ () 手摺高さ (<input type="checkbox"/> 窓台より <input type="checkbox"/> 床面より) 窓(3階以上) 窓台等の高さ () 手摺高さ (<input type="checkbox"/> 窓台より <input type="checkbox"/> 床面より) 廊下及び階段(開放されている側) 壁等の高さ () 手摺高さ (<input type="checkbox"/> 壁際より <input type="checkbox"/> 床面・段鼻より) 手摺子の内法寸法 (<input type="checkbox"/> 110mm以下 <input type="checkbox"/> 110mmを越える) 	
通路及び出入口の幅員(日常生活空間)	通路の幅員	<ul style="list-style-type: none"> 最小有効幅員 () 柱等の障害 () 	<input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 詳細図
	出入口の幅員	<ul style="list-style-type: none"> 玄関 () 浴室出入口 () 玄関・浴室出入口以外の室の出入口 (最小幅員) () 工事を行わない場合により対応可 軽微な改造により対応可 	
居室、便所及び浴室(日常生活空間)	居室の寸法	<ul style="list-style-type: none"> 内法の短辺寸法 () 内法面積 () 	<input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 詳細図
	便所の寸法等	<ul style="list-style-type: none"> 内法の短辺寸法 () 工事を行わない場合により対応可 軽微な改造により対応可 ドア開放により対応可 内法の短辺寸法 () 工事を行わない場合により対応可 軽微な改造により対応可 ドア開放により対応可 便所の形式 (<input type="checkbox"/> 壁掛け式 <input type="checkbox"/> その他) 	
特定居室の種類	内法面積 ()		

3. 景観配慮

確認項目	内容	判定欄(※)
景観への配慮状況		

4. 県産材活用

確認項目	内容	判定欄(※)
工法の種類 (いずれかに○)	・プレカット住宅 ・プレカット住宅以外	
木材使用量	m ³	
県産材使用量 (含水率の要件を満たすものに限る)	m ³	
県産材率	%	
床面積あたり県産材使用量	m ³ /m ²	

添付資料

- 補助基準を満たすことが確認できる図面等 (付近見取図、配置図、平面図、立面図、矩計図、軸組図、県産材使用明細書等)

様式第14号(第5条関係)

能 復 基 第 号
平成 年 月 日

様

財団法人能登半島地震復興基金
理事長 谷本 正 憲

事前補助基準適合認定書

能登ふるさと住まいまちづくり支援事業補助金交付要綱第5条による平成 年 月 日付けの申請については、同要綱第6条に規定する補助基準を満たす住宅として認定します。

平成20年1月27日

記入例

財団法人能登半島地震復興基金
理事長 谷本 正憲 様

申請者 被害を受けた住宅の所在地
(〒XXX-XXXX)
能登市00町0-△-□
現在の住所
(〒 ー ー)
同上
氏名 能登 幸尚雄
電話番号 0768-99-9999

能登ふるさと住まい・まちづくり支援事業補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書

このことについて下記のとおり事業を実施したので、財団法人能登半島地震復興基金補助金交付規程(平成19年規程第3号)第3条及び第12条の規定により交付申請及び実績報告します。

なお、あわせて同規程第15条第2項の規定により、精算額 1,200,000 円を請求します。

1	交付申請額、精算額及び請求額	1,200,000 円 (千円未満切り捨て)
2	補助基準適合状況	別紙2のとおり
3	罹災証明の被害の区分等	・全壊 (大規模半壊) ・被災者生活再建支援法第2条第2号に該当 (該当するものに○)
4	罹災証明番号	XXXXXXXX (罹災証明に記載の番号を記入)
5	世帯人員数	2 人
6	世帯主年齢	70 歳
7	建設・購入・補修の別	(建設) ・購入 ・補修 (該当するものに○)
8	敷地面積	200 m ²
9	敷地の所有関係	・自己所有地 ・借地 (該当するものに○)

10	住宅の構造・階数	木造2階建
11	延床面積	自己の居住部分 74.53 m ² 居住以外の部分 0 m ² 計 74.53 m ² <i>(床面積内住宅のみの場合に記入)</i>
12	工事完了年月日	平成19年12月26日
13	設計者名	復興設計事務所 復興造
14	施工業者名	再建工務店
15	工事請負額	20,000,000 円
16	居住開始年月日	平成20年1月10日
17	補助金振込先	金融機関名 能登内銀行 支店名 能登支店 口座種別 普通 当座 (いずれかに○) 口座名義(カナ) 渡子使用不可。カタカナ及び英数字のみで記載してください。 1トハトオ 口座番号 9999999

※ 預金通帳(表紙裏のカタカナ表記がある部分)をご確認の上、記載してください。

添付資料(添付書類の□にチェック)

- 補助基準を満たすことが確認できる図面及び写真等
(付近見取図、配管図、平面図、立面図、矩計図、軸組図、着工前写真、完成写真等)
- 事前補助基準適合認定書(コピー可)
(申請に先立ち事前補助基準適合認定を受けている場合に限り)
- 罹災証明書(コピー可)
- 被災者生活再建支援金支給通知書(コピー可)
(被災者生活再建支援法第2条第2号に該当する世帯に限り)
- 住民票(新住所へ入居後のもの)(コピー可)
- 建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号)第7条第5項に規定する検査済証
(確認済証の交付を受けなければならない場合に限り)(コピー可)
- 領収書(支払いが完了していない場合は請求書)の写しなど支払いを証する書類

(* 協議会記入欄)	
交付番号	交付担当者名

別紙1 能登ふるさと住まい・まちづくり支援事業補助金交付申請書兼請求書

補助基準 (内はメニュー別の限度額)	建設・購入		補修	
	全壊世帯 法2条2号に世帯	大規模半壊 世帯	全壊世帯	大規模半壊 世帯
1 耐震・耐雪 (500)		500		
2 バリアフリー (600)		600		
3 景観配慮 (400)		400		
4 県産材活用 (600)		600		
5 建ておこし (750)				
小計		2,100		
(世帯あたり補助限度額)	(2,000)	(1,200)	(2,000)	(1,200)
補助金交付申請額		1,200		

注意:補修については各補助基準毎の工事に要する経費を補助対象事業費とし、その1/2と各補助基準の限度額のいずれか小さい額を補助するものとする。

補助対象事業費(補修の場合のみ記入)

補助基準	補助対象事業費(千円)	
	全壊世帯	大規模半壊世帯
1 耐震・耐雪		
2 バリアフリー		
3 景観配慮		
4 県産材活用		
5 建ておこし		

注意:別途積算根拠等を添付すること。

事前補助基準適合認定の有無	・あり (なし)
---------------	----------

注意:申請に係る住宅が事前補助基準適合認定を受けている場合、別紙2の提出は不要である。事前補助基準適合認定書を添付すること。

別紙2 能登ふるさと住まい・まちづくり支援事業補助基準適合状況表

(※)印のある欄は記入しないこと。
・適用しない項目については斜線を引くこと。

適合状況表作成建築士	氏名	復興造
	所属	復興設計事務所
	建築士の種類 (いずれかに○)	一級建築士 ・ 二級建築士 ・ 木造建築士
	建築士登録番号	第123456号

注意:本欄は、以下の適合状況表を建築士が作成した場合のみ記入すること。

① 耐震・耐雪

①材料寸法等による場合(在来軸組工法の木造の住宅に限る)

土台	部材	樹種	高さ		備考	判定欄 (※)
			(mm)	(mm)		
柱	階数が1の住宅	杉	120	120		
	階数が2の住宅		120	120		
	(通し柱)		120	120		
小屋梁	積雪100cm	バクマツ	120	330	小屋梁の間隔: 1.8m	
	積雪150cm		120	330		
	積雪200cm		120	330		
	区域		120	330		
モヤ	積雪100cm	杉	105	110	スパン:1.8m ピッチ:90cm	
	積雪150cm		105	110		
タルキ	軒先以外の部分	杉	45	75	スパン:90cm ピッチ:30cm	
	軒先部分、軒の出90cm		45	75		
	軒先部分、軒の出45cm	杉	45	75	ピッチ:30cm	

項目	工事内容	備考	判定欄 (※)
柱の直下率	69 %	1998/25 13	
基礎の構造 (いずれかに○)	・鉄筋コンクリート造 ・それ以外		

項目	方向	平屋建の場合	2階建の場合		判定欄 (※)
			1階	2階	
壁量 (cm/m ²)	X	200mm ÷ 530mm = 37.7	100mm ÷ 250mm = 40.0	67.6	
	Y	200mm ÷ 530mm = 37.7	100mm ÷ 250mm = 40.0	67.6	

② 構造計算による場合

確認項目	内容	判定欄 (※)
構造計算結果	(別途構造計算書を添付)	

③ 屋根融雪装置を設置する住宅

確認項目	内容	備考	判定欄 (※)
屋根融雪装置の生産者			
屋根融雪装置の熱源 (いずれかに○)	・電気 ・灯油 ・ガス ・その他 ()		

注意：設置状況を確認できる屋根伏図、系統図等を添付すること。

補修の場合

確認項目	内容	判定欄 (※)
工事の概要		

適用しない項目については斜線を記入

② バリアフリー

確認項目	計画内容	記載図書	判定欄 (※)
床の広さ等	・ 特定居室 () 階、名称: <u>LD</u> ・ 特定居室以外の居室 ○ 玄関 ○ 脱衣所 ○ 洗面所 ○ 浴室 ○ 食卓 ・ ホールエレベーターの有無 () 無 () 有 ・ ホールエレベーター出入口の幅員 () mm		
段差	出入口等 (日常生活空間) ・ 玄関出入口 () mm ・ 玄関上との高差 () mm ・ 玄関上との高差 () mm ・ 浴室出入口 () mm ・ バルコニー出入口 () mm ・ 居室の部分的床とその他の床の段差 () mm (居室の部分的床の面積) () m ² (居室の部分的床の長辺の長さ) () mm ・ その他の床 () mm ・ 名称 () (日常生活空間外)		
階段	・ 幅員 () mm ・ 踏面 T () mm ・ 勾配 G () % ・ 勾配 T () mm ・ 段高 () mm ・ 踏面寸法 () mm ・ 踏面幅 () mm ・ 階段の形式 () ・ 最上段の踏面等への食い込み () mm ・ 最下段の踏面等への突出 () mm ・ 滑り止め () 無 () 有 (踏面2面) ・ 段鼻の出 () 無 () 有 ・ 階段の幅員 () mm		
手すり	・ 設置 () 両側設置 () 片側設置 () ・ 手すり高さ (踏面先端より) () mm ・ 使用 () 設置 () ・ 浴室 () 浴室出入口 () 浴室出入口 () ・ 玄関 () 玄関 () 設置 () ・ 洗面 () 洗面 () 設置 () ・ 脱衣所 () 脱衣所 () 設置 ()		

確認項目	計画内容	記載図書	判定欄 (※)
手すり	・ バルコニー () mm ・ 欄干等の高さ () mm ・ 手すり高さ () mm () 両面付 () ・ 窓 () mm ・ 窓台等の高さ () mm ・ 手すり高さ () mm () 両面付 () ・ 窓 () mm ・ 窓台等の高さ () mm ・ 手すり高さ () mm () 両面付 () ・ 廊下及び階段(開通されている側) ・ 欄干等の高さ () mm ・ 手すり高さ () mm () 両面付 () ・ 手すりの内法寸法 () mm () mmを越える ()		
通路及び出入口の幅員	・ 最小有効幅員 () mm ・ 柱等の間隔 () mm ・ 玄関 () mm ・ 浴室 () mm ・ 居室出入口 () mm ・ 玄関-浴室出入口以外の家の出入口 (最小幅員) () mm () mmを伴わない構造により対応可 () mmを伴わない構造により対応可		
居室、壁および窓(日常生活空間)	・ 居室の寸法 ・ 内法の短辺寸法 () mm ・ 内法の長辺寸法 () mm ・ 内法の短辺寸法 () mm ・ 内法の長辺寸法 () mm ・ 内法の短辺寸法 () mm ・ 内法の長辺寸法 () mm ・ 内法の短辺寸法 () mm ・ 内法の長辺寸法 () mm		
特定居室の種類	・ 内法面積 () m ²		

補修の場合

確認項目	内容	判定欄 (※)
工事の概要		

③ 景観配慮

確認項目	内容	協議会判定欄 (※)
協議会の名称	〇と住会、まちづくり協議会	
景観配慮基準の認定番号	新築番号XX号	
景観配慮基準への適合状況	・ 屋根の色は青 ・ 外壁は白 ・ 両隣に住宅の壁面を設けず、自然素材による外観を追求	

注意：完成写真等を添付すること。

④ 県産材活用

確認項目	内容	判定欄 (※)
工法の種類 (いずれかに○)	・プレカスト住宅 ○プレカスト住宅以外	
木材使用量	2.16 m ³	
県産材使用量 (含水率の要件を満たすものに限り)	17.84 m ³	
県産材率	84.3 %	
床面積あたり県産材使用量	0.23 m ³ /m ²	

注意：様式第2号及び第3号又は第4号を添付すること。

5. 建ておこし

確認項目	内容	判定欄 (※)
建ておこし工事の概要		

注意：着工前写真、完成写真等を添付すること。

様式第2号(その1)(第8条関係)

加工業者の記入
(表へ記入)

県産材使用確認書

住宅住所
鶴岡市〇〇町〇-△-□
施主(購入者)
能登 幸高様 様

(建築請負者等)
住所 鶴岡市X町□-①
氏名 再興工務店 再興 始

上記の住宅建築にかかる木材について、次のとおり県産材であることを確認しています。

区分	取扱事業者住所氏名	確認者氏名印	確認樹種別数量 m³
第一次確認 (原木の仕入先)	(株)△△木材市場 付水 県産材 森三郎 △△△△△△△△△△△△△△△△ 付水 県産材 森三郎 付水 県産材 森三郎	加藤 森三郎	計 31.00
第二次確認	(有)□□製材 付水 県産材 中村 森五郎	山本 森吉	計 17.84
第三次確認		印	
第四次確認		印	
第五次確認		印	
建築請負者	再興工務店 再興 始	再興 始	計 17.84 ② (内訳別紙のとおり)

- 注1) 第一次確認者は、製材業へ直接出荷したもにあつては製材生産業者等、それ以外は県内木材市場をいいます。
- 2) 以下、製材業、木材加工業、木材卸業、木材小売業などを経るごとに、その都度確認を受けてください。
- 3) 確認者は、取扱店の担当者をいいます。
- 4) プレカット住宅は不要
- 5) ②の数量は様式第2号(その2)の県産材材積②と一致します。

様式第2号(その2)(第8条関係)

木材及び県産材使用明細書
(県産材使用割合・床面積当たり材積確認書)

(単位:m³)

名称	樹種	数量	規格 (mm)			材積 m³
			厚さ	幅	長さ	
土台	能登ヒバ	23	0.12	0.12	4.00	1.92 (1.92)
						()
						()
						()
						()
						()
						()
						()
						()
						()
						()
						()
						()
						()
						()
						()
						()
						()
						()
						()
						()
						()
						()
						()
計						① 21.16 (② 17.84)

○県産材率の確認 ②÷①×100 = 84.3 % ≧ 75%(50%※)

○材積の確認
県産材材積計 (②) 17.84 m³ ÷ 延べ床面積 (74.53 m²)
= 0.23 ≧ 0.15m³/m² (0.10m³/m² ※)

注1) 名称(土台、柱など)及び県産材の樹種(県産ヒバ、能登ヒバなど)ごとに整理してください。
製材所の納品明細書等の添付でも可。
2) 使用木材は構造材、造作材(建材は除く)のすべてについて計上してください。
3) プレカット住宅については証明書に添付。
4) ※印はプレカット住宅の数量

様式第2号(その1)の
②は同じ番号にて確認

様式第3号(第8条関係)

加工業者の記入

柱材乾燥証明書
(含水率確認書)

住宅住所
鶴岡市〇〇町〇-△-□
施主(購入者)
能登 幸高様 様

上記の住宅建築にかかる木材について、次のとおり乾燥材であることを証明します。

部材	数量	含水率	乾燥方法
柱	2.59 m³	18%	蒸気乾燥(高温乾燥)

平成 19年 8月 30日

(柱材の乾燥を行う者)
住所 (有) □ □ 製材
氏名 中村 森五郎

様式第4号(第8条関係)

プレカット住宅の適用除外。
= 0.27 m³ 様式第2号(その1)に添付

石川県産材活用住宅証明書(プレカット)

平成 年 月 日

住宅住所
鶴岡市〇〇町〇-△-□
施主(購入者)
能登 幸高様 様

証明者 工場認定日 平成19年9月14日
住所 七尾市△△町□-□
名称 (株) 不礼山プレカット
代表者氏名 不礼山 勝十郎

下記の物件については、「能登ふるさと住まい・まちづくり支援事業補助金交付要綱」に定める県産材活用の要件を満たすことを証明する。

記

- 1住宅建築箇所 鶴岡市〇〇町〇-△-□
- 2取扱工務店 住所 鶴岡市X町□-①
会社名 再興工務店
代表者氏名 再興 始
- 3県産材の流通経路 製材生産業者(又は木材市場) (株)△△木材市場
製材業者 (有)□□製材
- 4その他資料 別添のとおり(県産材使用確認書、柱材乾燥証明書)

様式第1号

受付日 平成19年4月27日
受付番号 第 輪-0001号

市町記入

記入済

市町で修理費決定(業者が2人以上)

住宅の応急修理申込書

輪島市長 梶文秋様

住宅の応急修理を実施されたく申し込みます。

【被害を受けた住宅の所在地】 輪島市〇〇町△-□
【現在の住所】 輪島市×××町☆☆
【現在の連絡先 TEL】 090-XXXX-XXXX
【生年月日】 明治・大正・昭和・平成 51年 7月 1日生(30歳)
【氏名】 石川 泉三郎 (前)

- 1 被災日時 平成19年3月25日
2 災害名 平成19年(2007年)能登半島地震
3 住宅の被害の程度 半壊
(※市町が発行した「り災証明書」に基づき、被害の程度を記入して下さい。)

4 被害を受けた住宅の部位 (※該当箇所について○をつけてください。)

- ① 屋根
□ 柱
② 床
③ 外壁
ホ 基礎
ト 梁
ハ ドア
チ 窓
④ サッシ
又 上下水道の配管
ル ガスの配管
オ 吸排気設備の配管
ワ 電気・電話線・テレビ線の配線
カ トイレ
ヨ 浴室

5 世帯の状況 (世帯に属する者: 2人)

Table with columns: 氏名, 世帯主との続柄, 要援護者欄, 前前年総所得金額. Includes names 石川 泉三郎 and 石川 幸子, and a total income of 5,498,666円.

(注1) この表には、世帯主及び世帯に属する者で、所得のある者についてのみ記入してください。
(注2) 要援護者世帯で申請する場合には、以下の要件に該当する番号を上記の「要援護者欄」に記入してください。

- ① 心神喪失・重度知的障害者
② 1級の精神障害者
③ 1級又は2級の身体障害者
④ 1級の障害基礎年金受給者
⑤ 1級の特別児童扶養手当受給者
⑥ 特別項症から第3項症の戦傷病者手帳保持者
⑦ 厚生労働大臣の認定を受けた原子爆弾被爆者
⑧ 特級、1級又は2級の公害健康被害者
⑨ 常に就床を必要とし、複雑な介護を要する者
⑩ ①又は③に準ずる65歳以上の者
⑪ 治療方法未確立の特殊な疾病等で国の医療費等費用負担を受けている者
⑫ 配偶者と死別、又は婚姻を解消した者で現に婚姻していない者等で、現に子供を扶養している者
⑬ 父母のいない児童
⑭ 生活保護の要保護者

(注3) 「世帯の前前年の収入額の合計」欄は、記入しないでください。

添付書類

- 1 住民票(外国人世帯にあっては、外国人登録済証明書)等世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる市町が発行する証明書類
2 世帯の前前年の総所得金額が確認できる市町が発行する証明書類
3 住宅が半壊の被害を受けたことが確認できる市町が発行するり災証明書
4 要援護者世帯で申請する場合、要援護者であることが確認できる証明書類
※ これらの書類は事後提出も可能です。

補筆者

補筆者

様式第2号

修理見積書

見積金額(応急修理分) 500,000円 (他に被災者負担分 130,000円)

Table with columns: 工事名称, 対象(部), 数量, 単価, 金額, 備考. Lists various repair items like roof, walls, and plumbing with their respective costs.

※1 住宅の応急修理の対象となる工事について(○)を、対象とならない工事について「×」を記入すること
※2 1世帯あたりの限度額を超え部分の工事については被災者負担分に計上すること

上記のとおり見積もり致します。(指定業者記入)
平成19年4月30日

登録番号 輪-A-003
住所 輪島市×××町△△
会社名 復興工務店
代表者名 佐藤 慎吾

上記の見積もりを確認しました。(修理申込者記入)
平成19年4月30日

住所 輪島市×××町☆☆
氏名 石川 泉三郎

Table with columns: 市町記入, 市町名, 受付番号, 受付担当者名. Includes 輪島市, 輪-0001, and 梶 文秋.

指定業者が作成

市町

様式第3号

修理依頼書

平成19年4月30日

指定業者

復興工務店 佐藤 慎吾 様

輪島市長 梶文秋

次の被災者住宅について、別添修理見積書(写)のとおり応急修理するよう依頼しますので、工事完了後、速やかに「工事完了届」を提出してください。
なお、工事内容の最終確認の結果、経費によっては応急修理の対象外となる場合もありますのでご了承願います。

- 1 被災者住所・氏名 輪島市×××町☆☆
2 対象住宅所在地 輪島市〇〇町△-□
3 受付番号 輪-0001
4 依頼工事の見積額 金 500,000円 (応急修理分)

(添付書類)
修理見積書(写)

工事完了報告書

輪島市長 榎 文彦 様

登録番号(業者1社1号)

輪-A-003

復興工務店 復興工務店

次の被災者住宅について、別添修理見積書(写)のとおり応急修理を完了しましたので、報告します。

- 被災者住所・氏名 輪島市XXX町☆☆ 石川 集三郎
- 対象住宅所在地 輪島市〇〇町△-□
- 受付番号 輪-0001
- 完了年月日 平成19年5月16日

(添付書類)
修理見積書(写)
工事写真(施工前、施工中、施工後)

補修工は確認できなくなる部分について
(おとりにくい見にくくなる箇所等)に
注意

指定業者の印

～家族と地域を守る～

輪島市防災マニュアル

黒島・諸岡地区



輪島市

はじめに

平成19年3月25日午前9時41分、県内観測史上最大規模の能登半島地震が発生し、輪島市においては震度6強を記録するとともに、死者1名、重軽傷者115名、住家全壊513棟、半壊1086棟など数多くの家屋が倒壊、がけ崩れや道路の損壊、ライフラインにも深刻な影響を与えるなど、改めて自然災害の恐ろしさを見せつけられました。災害はいつ、どこで起こるか分からないということを誰もが実感させられたものです。

この冊子は、この未曾有の被害をもたらした能登半島地震を教訓として、地震に限らず私たちが日頃から備えておくべき様々な災害対策のポイントをまとめています。大切なわが身と家族の命、地域生活を守るため、自分たちでできることから防災対策をはじめましょう。

平成20年3月

もくじ

地震対策	地震から身を守る心得10か条 …… 1	火災対策	わが家の火災予防対策 …… 9
	地震だ!そのときあなたは …… 2		主な出火原因別防火のポイント 住宅用火災警報器を設置しよう
津波対策	屋内にいたら	地域防災	自主防災組織に参加しよう …… 10
	屋外にいたら		自主防災組織の役割 災害対策協議者にやさしいまづくりを
	わが家の地震対策 …… 3		非常持出品
風水害対策	家の中の安全対策	防災マップ	防災複合マップ …… 12
	家具の転倒・落下を防ぐポイント		避難場所 土石流危険箇所 がけ崩れ危険箇所 地すべり危険箇所 津波浸水想定区域 河川浸水想定区域
土砂災害対策	家の周囲の安全対策	防災メモ	我が家の防災メモ …… 14
	緊急地震速報		災害時の関係機関連絡先 災害用伝言ダイヤル「171」
	家庭で防災について話し合おう		
	津波災害を防ぐために …… 5		
	津波警報 注意報は 津波から身を守るために		
	わが家の風水害対策 …… 6		
	風水害対策の基本は情報収集から		
	被害が心配されるときには …… 7		
	風が強いとき 大雨のとき		
	土砂災害を防ぐために …… 8		
	土砂災害に注意しよう		
	土砂災害の種類		
	梅雨や台風時期には十分警戒を		
	土砂災害警戒情報		

地震から身を守る心得10か条

地震が起きたらどうすべきか。地震発生時の行動の基準を身につけておかないと、被害をむやみに拡大することになります。冷静な行動を心掛けましょう。

<p>1 まずわが身の安全を図れ</p> <p>なによりも大切なのは命。地震が起きたら、まず第一に身の安全を確保する。</p>	<p>6 狭い路地、崩ざわ、がけや川べりに近寄らない</p> <p>ブロック塀・門柱・自動販売機などは倒れやすいので要注意。</p>
<p>2 すばやく火の始末 さわがず冷静に</p> <p>「火を消せ!」とみんなで声をかけ合い、調理器具や暖房器具などの火を確実に消す。</p>	<p>7 山崩れ、がけ崩れ、津波に注意する</p> <p>山間部や海岸地帯で地震を感じたら、早めの避難態勢を。</p>
<p>3 非常脱出口を確認する</p> <p>とくに鉄筋コンクリートの建物内にいるときは、閉めたままだと建物がゆがみ、出入口が開かなくなることがある。</p>	<p>8 避難は徒歩で、荷物は最小限にする</p> <p>指定された避難場所に徒歩で避難を。車ではできるだけ使わない。</p>
<p>4 火が出たらまず消火を</p> <p>「火事だ!」と大声で叫び、隣近所にも協力を求め初期消火に努める。</p>	<p>9 みんなが協力し合って応急救護</p> <p>お年寄りや身体の不自由な人、ケガ人などに声をかけ、みんなでお助け合う。</p>
<p>5 外へ逃げるときはあわてずに</p> <p>外へ逃げるときは、瓦やガラスなどの落下物に注意し、落ち着いた行動を。</p>	<p>10 正しい情報をつかみ、余震を恐れるな</p> <p>うわさやデマに振り回されない。テレビやラジオで正しい情報を。</p>

地震だ！そのときあなたは…

屋内にいたら

- 家の中**
- 揺れを感じたら、テーブルの下に隠れ、身を守る（余裕があれば、手近の座布団などで頭を保護する）。
 - 裸足で歩き回らない（ガラスの破片などで怪我をする）。
 - 火の始末はすみやかに（コンセントやガス元栓の処置も忘れず）。
 - 乳幼児や病人、お年寄りなど災害弱者の安全確保を。



テバート・スーパ

●カバンなどで頭を保護し、ショーウィンドウや商品などから離れる。柱や壁ぎわに身を寄せ、係員の指示を聞き、落ち着いた行動を。



劇場・ホール

●カバンなどで頭を保護し、座席の間に身を隠し、係員の指示を聞き、あわてず冷静な行動を。

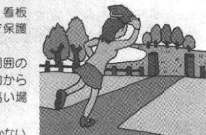


集合住宅

- ドアや窓を開けて避難口を確保する。
- 避難にエレベーターは絶対使わない。炎と煙に巻き込まれないように階段を使って避難する。

屋外にいたら

- 路上**
- その場に立ち止まらず、窓ガラス、看板などの落下物から頭をカバンなどで保護して、空き地や公園などに避難する。
 - 近くに空き地などないときは、周囲の状況を冷静に判断して、両側の建物から離れた歩道の中央など、安全性の高い場所へ移動する。
 - ブロック塀や自動販売機などには近づかない。



車を運転中

●ハンドルをしっかりと握り、徐々にスピードを落とし、道路の左側に止め、エンジンを切る。

●揺れがおさまるまで冷静に周囲の状況を確認し、カーラジオで情報を収集する。

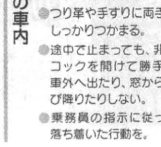
●避難が必要なときは、キーはつけたまま、ドアロックもしない、車検証などの貴重品を忘れずに持ち出し、徒歩で避難を。

バス・電車などの車内

- つり革や手すりを両手でしっかりとつかむ。
- 途中で止まっても、非常コックを閉めて勝手に車外へ出たり、窓から飛び降りたりしない。
- 乗務員の指示に従って落ち着いた行動を。

海岸付近

●高台へ避難し津波情報をよく聞く。注意報・警報が解除されるまでは海岸に近づかない。



わが家の地震対策

家の中の安全対策

1. 家の中に逃げ場としての安全な空間をつくる
部屋が狭い場合は、人の出入りが少ない部屋に家具をまとめて置く。無理な場合は、少しでも安全なスペースができるよう配置換える。
2. 寝室、子どもやお年寄りのいる部屋には家具を置かない
就寝中に地震に襲われると危険。子どもやお年寄り、病人などは逃げ遅れる可能性がある。



3. 家具の転倒や落下を防ぐ
家具と壁や柱の間に遊びがあるとなれやすい。家具の下に小さな板などを差し込んで、壁や柱に寄りかかるように固定する。また、金具や固定器具を使って転倒防止策を完全に。
4. 安全に避難できるように、出入口や通路にはものを置かない
玄関などの出入口までの通路に、家具など倒れやすいものを置かない。また、玄関にいろいろものを置くこと、いざというときに、出入口をふさいでしまうことも。

家具の転倒・落下を防ぐポイント

<p>タンス・本棚</p> <p>し字金具やえんせきなどで固定する。二段重ねの場合は上つなぎを金具でしっかりと連結しておく。</p>	<p>食器棚</p> <p>し字金具などで固定し、棚板には滑りにくい材質のシートやふんなどを敷く。重い食器は下に、軽い食器は上の方に置く。扉が開かないよう止り止め金具をつける。</p>	<p>冷蔵庫</p> <p>2ドアの場合は、扉と扉の間に計金などを巻いて、金具で固定する。</p>
<p>ピアノ</p> <p>本体にナイロンロープなどを巻きつけ、取りつけた金具などで固定する。脚には、すべり止めをつける。</p>	<p>テレビ</p> <p>できるだけ低い位置に固定して置く（家具の上はさける）。</p>	<p>照明器具</p> <p>チェーンと金具を使って数箇所に止める。蛍光灯は蛍光管の両端を耐熱テープで止めておく。</p>

家の周囲の安全対策

屋根
不安定な屋根のアンテナや、屋根瓦は補強しておく。

ベランダ
植木鉢などの整理整頓を。落ちる危険がある場所には何も置かない。

プロパンガス
ボンベを鎖でしっかりと固定しておく。

窓ガラス
飛散防止フィルムをはる。

ブロック塀・門柱
土中にしっかりとした基礎部分がないもの、鉄筋が入っていないものは危険なので補強する。ひび割れや鉄筋のさびも修理する。

緊急地震速報
緊急地震速報は、気象庁が地震直後の小さな揺れをとらえて大きな揺れの前に震度や震源などを予測して情報を発表するものです。気象庁は、最大震度5弱以上の強い揺れが予測された場合に、震度4以上が予測される地域を広く一般に発表します。緊急地震速報を見た瞬間に揺れが来たら、揺れが来るまでわずかの時間しかありません。身を守ることを第一に、窓を閉めて行動することが大切です。ケーブルテレビに加入すると、この緊急地震速報や災害時の緊急放送等を音声告知端末のスピーカーからも聞くことができます。

家庭で防災について話し合おう

家族一人ひとりの役割分担
日常の防災の役割と災害が起きた時の役割の両方を決めておく。

家の中の安全な空間を確保する
家具の安全な配置換えや、家具の転倒・落下を防ぐ方法を考える。

家具の危険箇所チェック
家の内外をチェックして危険箇所を確認し合う。

非常持出品のチェックと入れ替え
必要な品がそろっているかをチェックするとともに、新しいものと取り替えも忘れずに。

災害時の連絡方法や避難場所の確認
●家族が離ればなれになった時の連絡方法や避難場所を確認する。
●休日などを利用して、みんなで下見をしておく。

津波災害を防ぐために

一瞬にして襲いかかる大津波！地震が来たら高い場所へ避難する

北海道南西沖地震（平成5年）では、地震発生から5分後という過去にない早さで津波警報が出されましたが、震源地からわずか50mしか離れていなかった奥尻島では、海底地形の特性なども手伝って地震発生直後に津波が襲来、大きな被害を出しました。しかし一方で、昭和58年5月26日の日本海中部地震での津波被害の教訓などから、地震発生直後に山や高台などへ逃げた人は助かっています。能登半島地震では、幸いにも津波はほとんど観測されませんでした。津波被害が予想される地域では、地震発生と同時にまず海岸から少しでも速い高台へ避難することが原則です。

津波警報・注意報は

- 日本の沿岸で起こる大地震による津波予報は、地震発生後2〜3分程度で発表されます。
 - 津波の高さは、地震の規模（マグニチュード）や起こり方によってちがいます。
 - 津波予報は、全国を小さな予報区に分けて、それぞれの地域で予想される津波の高さを、津波警報と津波注意報に分けて発表します。
-

津波から身を守るために

強い地震や長い時間の揺れを感じたら
ただちに海岸から離れ、高台などの安全な場所へ避難する

津波警報が発表されたら
ただちに海岸から離れ、高台などの安全な場所へ避難する

津波注意報が発表されたら
海岸にいる人はただちに海岸から離れる

- 津波警報が発表されたら、地震を感じなくても、直ちに海岸から離れ、高台などの安全な場所へ避難する。
- 正しい情報をラジオ、テレビなどを通して入手する。
- 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除されるまで海岸に近づかない。

わが家の風水害対策

風水害対策の基本は情報収集から



台風や豪雨は、襲来時期や規模をある程度予測することができず、日ごろから天気予報を気にかかけ、注意が必要なときにはテレビやインターネットで最新の情報を収集するようにしましょう。

「注意報」は、何か災害の起こる恐れのあるときに発令されます。「警報」は、重大な災害の起こる恐れのあるときに発令されます。

台風



雨や風が強くなってから対策を始めるのは危険がともなうので、台風の接近が予測されたときには早め早めに準備をしましょう。

集中豪雨



集中豪雨とは、短時間のうちに狭い地域に集中して降る豪雨のことです。発生の予測が難しく、急激に状況が変化するため、少しでも異常や危険を感じたら、すぐに避難するようにしましょう。

●台風の大きさと階級分け

階級	風速 15m(毎秒)以上の半径
大型(大きい)	500km以上～800km未満
超大型(非常に大きい)	800km以上

(気象庁による)

●台風の強さと階級分け

階級	最大風速(毎秒)
強い	33m以上～44m未満
非常に強い	44m以上～64m未満
猛烈な	64m以上

(気象庁による)

●風の強さと想定される被害

平均風速(毎秒)	予報用語	想定される被害
10m以上～15m未満	やや強い風	風に向かって歩けにくくなる。取り付けた不完全な看板やトン板が飛び始める。
15m以上～20m未満	強い風	風に向かって歩けなくなり、転倒する人が出る。ビニールハウスが壊れ始める。
20m以上～25m未満	非常に強い風(暴風)	しっかりと身体を確保しないと転倒する。風で飛ばされた物で窓ガラスが割れる。
25m以上～30m未満		立っただけでは危険。屋外での行動は危険。樹木が根こそぎ倒れ始める。
30m以上～	猛烈な風	屋根が飛ばされる。不適住宅の主室が陥没する。

(気象庁による)

●雨の強さと想定される被害

1時間の雨量	予報用語	想定される被害
10mm以上～20mm未満	やや強い雨	地面からの跳ね返りで足元がぬれる。長く降り続くときは注意が必要。
20mm以上～30mm未満	強い雨	傘をさしてもぬれる。側溝や下水、小さな川があふれ、小規模のけがれが始まる。
30mm以上～50mm未満	激しい雨	道路が川のようになる。山崩れ、けがれが起きやすくなり、危険地帯では避難の準備が必要。
50mm以上～80mm未満	非常に激しい雨	水しぶきで視界が悪くなる。地下に雨水が流れ込む。土石流が起りやすい。
80mm以上		猛烈な雨

(気象庁による)

土砂災害を防ぐために

土砂災害に注意しよう

輪島市には①約300か所の地すべり②約700か所の斜面崩壊(山崩れや崖崩れなど)③約600か所の土石流の危険箇所があります。これらの地域は台風や集中豪雨・地震によって大きな被害を受けることが考えられますので、地域ぐるみで十分な注意をしましょう。



土砂災害の種類

がけ崩れ

地面にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、湿った斜面が突然崩れ落ちるものが崩壊です。突発的に起こり、瞬時に崩れ落ちるので、逃げ遅れる人も多く、被害が大きくなります。

地すべり

比較的ゆるやかな斜面において、地中の粘土層などの滑りやすい面が地下水などの影響で、ゆっくりと動き出す現象です。一度に広範囲で発生するために、住宅や道路などに大きな被害をおよぼします。

土石流

谷や斜面にたまった土や石、砂などが、大雨による水と一緒に一気に流れだして起こります。破壊力が大きく、また流れる速度も速いため、大きな被害をもたらします。

梅雨や台風の時期には十分警戒を

がけ崩れのほとんどは、梅雨や台風の時期に発生しています。長雨や大雨により地面に大量の水がしみ込み、弱くなった斜面が崩れるためです。地域によって異なりますが、1時間 20 ミリ以上、

または降り始めから 100 ミリ以上の雨が降り続いたら、がけ崩れの危険が高いとされています。長雨や大雨の降りやすい、梅雨や台風の時期には十分な警戒が必要です。

がけ崩れの前兆

- がけからの水がこぼる。
- がけに亀裂が入る。
- 小石が落ちてくる。
- がけから音がする。

地すべりの前兆

- 地面にひび割れができる。
- 井戸や沢の水がにごる。
- がけや斜面から水が吹き出す。

土石流の前兆

- 山鳴りがする。
- 雨が降り続けているのに川の水位が下がる。
- 川がにごったり、流木が流れる。

土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨により土砂災害の危険度が高まった市町を特定し、石川県と気象台が共同して発表する情報です。

土砂災害警戒情報等が発表されていなくても、斜面の状況には常に注意を払い、普段とは異なる状況

的に「土砂災害の前兆現象」と言います。)に気がついたら、直ちに周りの人と安全な場所に避難するとともに、市役所等に連絡してください。

日頃から危険箇所や避難場所、避難経路を確認しておくことも重要です。

被害が心配されるときには

風が強いとき

屋内では



風圧や飛来物で窓ガラスが割れ、破片が吹き込む危険があります。内側からガムテープを×にはし、カーテンを閉めておきましょう。

路上では



看板が飛んだり、街路樹が倒れたりする危険がありますので、近くの建物の中に避難しましょう。ただし、大雨をともなう場合は、地下室や地下街には逃げ込まないように。

海辺では



海への転落や高波、高潮に巻き込まれる危険があります。すぐに高台に避難しましょう。強風や豪雨のときにはサイレンなどの警報が聞こえないこともあるので十分に注意を。

大雨のとき

屋内では



床下・床上浸水の危険があります。家具や貴重品などを2階へ移動させましょう。

車の運転中は



暴雨では視界が悪く、操作ができなくなる危険もあります。水が少ない場所を選びながら、ゆっくりと高台へ避難しましょう。浸水でエンジントラブルしたときには、無理に再始動させないように。エンジンを留めてしまいます。

河原では



急な増水や土砂災害の危険があるので、川などには近づかず、すぐに避難しましょう。そこで雨が降っていないとしても、サイレンなどの警報が聞こえたらすぐに逃げてください。

わが家の火災予防対策

主な出火原因別 防火のポイント

住宅火災の原因で多いものを7つを挙げました。あらかじめ自分の生活を振り返り、日ごろから火災の予防心を持てるようにしましょう。

放火

- 家の周囲に燃えやすいものを放置しない。
- 車庫や物置などに煙をかける。
- ゴミは収集日の朝、決められた場所に出す。



コンロ

- 油料理の際は火のそばを離れない。
- 離れるときは必ず火を消す。
- コンロのまわりには燃えやすいものを置かない。



たばこ

- 投げ捨て、寝たばこは絶対にしない。
- 吸い殻を残したままその場で離れない。
- 灰皿に水を入れる。



たき火

- 風が強いときは、空気が乾燥しているときはやらない。
- そばに消火用の水を用意し、周囲の安全を確認する。
- 終わったら必ず消火を確認する。



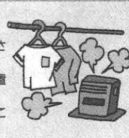
火遊び

- マッチやライターを子どもの手の届くところに置かない。
- ふたから子どもに火のこわさや正しい使い方を教えておく。



ストーブ

- ストーブで洗濯物を乾かさず。
- 周囲に燃えやすいものを置かない。
- 給油は完全に火が消えたことを確認してから行う。



電灯・電話等の配線

- たご足配線はしない。
- 傷んだコードはすぐに修理・交換する。
- 取扱説明書をよく読み、正しく使う。



住宅用火災警報器を設置しよう

消防法が改正され、平成18年から住宅用火災警報器など防火機器を住宅に設置することが義務づけられました。(既存の住宅は平成20年5月までに設置が必要です。)住宅用火災警報器は、住宅火災による煙や熱を自動的に感知し、音声などで警報を発します。外国では、警報器の設置義務づけにより、住宅火災の死者が大幅に減少しました。新築時はもちろん、既存の住宅に取り付けることが可能なタイプも多数ホームセンター等で販売されています。不明な点があれば、地域の消防署などに問い合わせをしましょう。



自主防災組織に参加しよう

大災害が発生したとき、交通網の寸断などにより、消防や警察などの公共機関が十分に対応できない可能性もあります。そんなときに力を発揮するのが「自主防災組織」です。

自主防災組織とは、地域の人々が自発的に防災活動を行う組織です。「自分たちのまちは自分たちで守る」という心がまえで、積極的に自主防災組織の活動に参加し、災害に強いまちをつくりましょう。



自主防災組織の役割

自主防災組織は、平常時には防災知識の普及や啓発、地域内の安全や設備の点検、防災訓練などを行います。災害が発生した場合には、情報を収集して住民に迅速に伝え、初期消火活動、被災者の救出や避難誘導、避難所の運営などの役割を担います。

自主防災組織として、日頃から大きな災害に備えて活動を行うことが大切です。



災害時要援護者にやさしいまちづくりを

突然の災害に見舞われたとき、大きな被害を受けやすいのは、高齢者や子ども、障害者、疾病者、外国人などなんらかの助けが必要な人（災害時要援護者）です。日ごろからこうした災害時要援護者の立場に立ち、災害発生時には積極的に支援しましょう。

平常時の対策

災害時要援護者の身になって防災環境の点検を

放置自転車などの障害物は、耳や目の不自由な人や外国人向けの警報や避難の伝達方法はあるかなど、災害時要援護者に対応した環境づくりに協力しましょう。



日ごろから積極的なコミュニケーションを

災害時の支援活動をスムーズにするために、災害時要援護者とのコミュニケーションを日ごろからはかっておくことが大切です。



援護体制を具体的に決めておこう

災害時要援護者がどこに何人、どんな状態の人が住んでいるのかを把握し、情報の伝え方や災害時には誰がサポートするかなど、支援の方法や体制を具体的に決めておきましょう。



防災訓練の参加を呼びかけよう

防災訓練には高齢者や乳幼児、車いすの人、障害のある人、外国人など、災害時に支援が必要となる人にも参加を呼びかけ、一緒に取り組むようにしましょう。



非常持出品の準備

いざというときにすぐに取り出せるように、日頃から準備・点検しておきましょう。

一次持出品 (例)

一次持出品は、地震等が発生して避難するとき、まず最初に持ち出すべきものです。



非常食
カンパ、缶詰など火を通さなくても食べられるもの、ミネラルウォーター、缶切り、乾菜、乾魚、乾コップ、水筒など

貴重品
現金、預金通帳、印鑑、免許証、権利証など

携帯ラジオ
予備電池は多めに用意

懐中電灯
できれば1人1つ、予備電池も忘れず

救急医薬品
絆創膏、傷薬、舌下錠、風邪薬、胃腸薬、鎮痛剤など

その他
下着・上着などの衣類、タオル、生理用品、粉ミルク、紙おむつ、ウェットティッシュ、合羽、ヘルメット、ライター、ラップフィルム(止血や汚れた食器にかぶせて使う)など

非常持ち出し品は定期的に点検を!

いざというときに支障のないように、食品類の賞味期限や持出品の不備を定期的に点検しましょう。

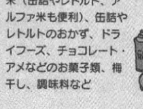
●飲料水

飲料水は1人1日3リットルを目安に、ペットボトルや缶入りのミネラルウォーターなど、また、防災タンクにためておく。



●食品

米(缶詰やレトルト、アルファ米も便利)、缶詰やレトルトのおかず、ドライフーズ、チョコレート、アメなどのお菓子類、梅干し、調味料など



二次持出品は、災害復旧までの数日間(最低3日分)を生活できるように準備しておくものです。

●燃料
生活用水(風呂や洗濯機に備蓄、幼児に注意)、毛布・寝袋、洗濯用品、ドライシャンプー、なべ、やかん、防災タンク(ポリ容器)、バケツ、各種ウツドア用品など



二次持出品 (例)

避難時の服装

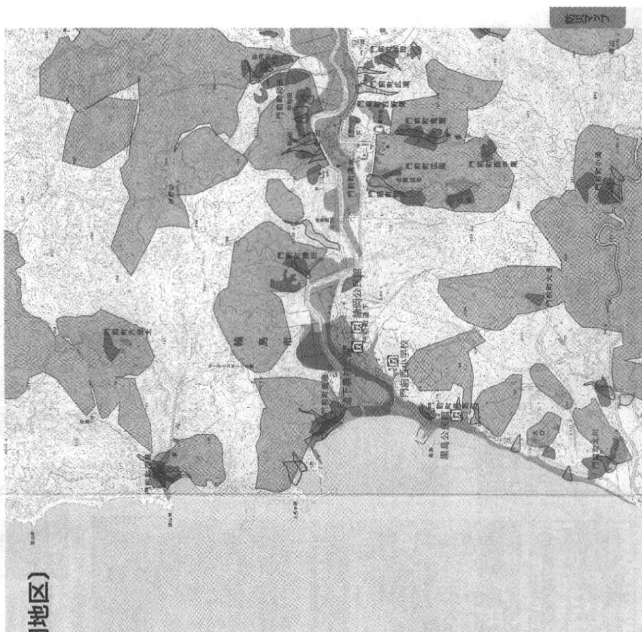
- 頭をヘルメットや防災ずきんで保護します。
- 木綿製の長袖、長ズボンを着用しましょう。
- 手には作業用手袋を着用します。
- 靴は履き慣れた、底の厚いものを。
- 非常持ち出し品は両手が使えるリュックサックに。



能登半島地震で役に立ったもの

要援護者マックス、ぬれティッシュ、ポリ容器、ビニールシート、土のう、携帯トイレ、携帯充電器、車のスペアキなど

防災複合マップ(黒島・諸岡地区)



このマップは、国土交通省が作成した防災マップに、自治体の防災関係機関が追加した情報に基づいて作成されています。自治体の防災関係機関が追加した情報は、自治体の防災関係機関のホームページに掲載されています。

避難所	避難所
一時避難場所	一時避難場所
黒島・諸岡地区の避難場所	黒島公民館 門前小学校 諸岡公民館 諸岡郵便局

この図は、国土交通省の作成した防災マップに、自治体の防災関係機関が追加した情報に基づいて作成されています。自治体の防災関係機関が追加した情報は、自治体の防災関係機関のホームページに掲載されています。

我が家の防災メモ

～家族みんなで万一の連絡先を書こう～

我が家の避難場所：
家族が離ればなれになったときの集合場所：
緊急時の連絡先：
その他の連絡先：

家族の名前	生年月日	血液型	既往症	会社/学校	携帯電話/メールアドレス等
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				

災害時の関係機関連絡先

名称	☎電話番号	名称	☎電話番号	
輪島警察署	110	22-0110	停電・故障時(北陸電力)	0120-776453
穴水警察署	110	52-1167	上水道(輪島市水道課)	22-2220
消防・救急	119	消防署 22-0327	奥能登土木総合事務所	22-0567
輪島市役所	22-2211	22-2211	奥能登農林総合事務所	26-2320
市立輪島病院	22-2222	22-2222	防災行政無線の内容確認	0180-997911

災害時の声の伝言板 171 災害用伝言ダイヤル

災害時には電話が混雑して家族や知人と連絡がとれないことも多くあります。そのような時には「171」をダイヤルし、利用案内に従って伝言の録音・再生ができます。安否確認や連絡などに活用しましょう。利用の開始時期や録音件数などはNTTが決定し、テレビやラジオなどの報道機関を通じてお知らせすることになります。

録音方法

171-1-0768 → 自宅の電話番号
音声案内が流れます 市外局番が必要です

再生方法

171-2-0768 → 自宅の電話番号
音声案内が流れます 市外局番が必要です

*災害用伝言ダイヤルは、一般電話・公衆電話、携帯電話(一部不可)、PHSからも利用可能です。

災害時の文字の伝言板 ケータイ 災害用伝言板

*iモードやEZweb・ソフトバンクモバイルなど携帯電話各社のサービスを利用して文字の伝言が可能です。「Menu」(各社で異なる場合があります)に従って登録時:「災害用伝言板」→「登録」→「無事です」などのコメント入力→「登録」確認時:「災害用伝言板」→「確認」→「相手の携帯電話番号入力」→「検索」して確認してください。注)利用方法については、携帯電話各社のホームページをご覧ください。

(設置)

第1条 震災、風水害などのあらゆる自然災害及び人為的災害から、輪島市民の生命及び財産を守るとともに、災害予防策、被災者支援、復旧対策等を円滑に推進するため、輪島市災害対策基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次のとおりとする。

- (1) 能登半島地震災害義援金(見舞金)の一部
(2) 一般会計の各会計年度において決算剰余金を生じた場合における当該剰余金のうち財政調整基金に編入した残余の額で、市長が定める額
(3) 予算で定める額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有効な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有効な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する目的を達成するために要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(規則への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

耐震改修・補強のすすめ
「輪島市既存建築物耐震改修工事費補助制度」のご案内

木造住宅の本格的な耐震改修はもちろん、少しでも住宅の耐震性を高めたい方も応援します!

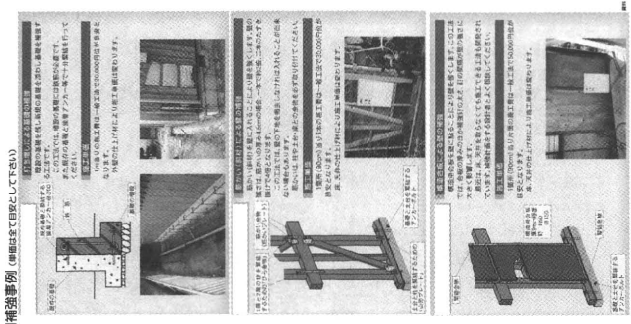
(平成20年5月1日施行)

お問い合わせ先※

〒928-8625 輪島市二ツ所町2丁目番地
耐震補助に関すること
TEL 0768-23-1156
FAX 0768-23-1198
TEL 0768-23-1127
FAX 0768-23-1127

【輪島市既存建築物耐震改修促進事業 耐震改修工事(一般型)】
1. 事業の概要
この制度は、国策による建築物の地震等の災害を未然に防止し、市民の安全を確保することと目的。
2. 補助対象住宅
3. 補助対象工事
4. 補助対象工事に対する補助の割合
5. 補助金(補助率)について
6. 補助金(補助率)について
7. 補助金(補助率)について

あなたの住まいは大丈夫?
補助の流れ
1. 申請受付(5月31日以前)
2. 申請書受理
3. 審査
4. 補助決定
5. 補助金交付
6. 工事完了報告



総務課

3・25 能登半島地震1周年メモリアル関連イベント（案）

能登半島地震から1周年の3月25日前後に、地域活力を生み出す原動力の役割を果たすよう各種イベントを集中して実施します。

2/9(土)～17(日) 輪島塗ありがとう市 (昨年2月10日開催)
会場：輪島市文化会館ホワイエ

3/16(日) 金沢医科大学医療支援プロジェクト事業
能登半島地震復興支援事業 あの日から1年

「元気セミナー&健康診断会」

元気セミナー/専門ドクターによる健康セミナー 主催：地域医療支援プロジェクト事業実行委員会
元氣講演/信實千恵子 特別協力：金沢医科大学
健康測定/金沢医科大学 会場：門前健民体育館

3/20(祝)～22(土) 能登半島地酒列車 主催：NPO 能登おたけ
20日夜、上野駅発の「お座敷列車」で一路「能登」へ(車中泊)
21日能登半島各地で能登氏が造った「新種の地酒」で職談義
22日總持寺で精選料理と法話で心を癒す
鉄の締めくくり能登空港で帰路

3/25(火) 震災1周年式典 主催：輪島市
9:41～ 黙祷 会場：門前会館3階ホール(避難所跡)
復興の鐘(總持寺鐘鼓楼)
托鉢行列(總持寺山門より總持寺通りに向け)
市内全域に防災無線による吹鳴、防災への呼びかけ

9:45～ 復旧・復興 貢献者感謝授与式

3/25(火) 輪島朝市感謝祭り(案) 主催：復興(仮)実行委員会
会場：朝市通り、錦川大通り、わいら通り
800～朝市開催(25日は定休日を返上して開催)
9:40～11:30ふるまい模擬店
御牌奉太鼓披露など
観光復興の祈念と感謝を全国発信

3/15(土)～1ヶ月 “震災に耐えた膳枕展” (昨年2月10日開催)
被災土蔵から蔵出した漆器約4000点のうちから膳枕を展示
具体的な開催日、会場について検討中

輪島市に於ける現時点での企画案を記載

3/22(土) セカンドメモリアルGOGO 主催：実行委員会
会場：ホテル高州園
輪島出身者55歳大集合/輪島在住者と震災復興を支援

3/22(土) 能登雪割草と外浦ウオーク 主催：能登雪割草と外浦ウオーク実行委員会
共催：読売新聞社・石川県70-177協会
門前総合支所～深見～猿山雪割草のみら～皆月～門前総合支所
15km コース,30km コース 8:30～16:30

3/22(土)～25(火) 能登・雪割草まつり 会場：猿山、總持寺通り
主催：能登雪割草まつり実行委員会
昨年は、震災により2日目が中止されました。
23日能登雪割草まつり
22～25日雪割草・即売会展示会、
22・23日模擬店(屋台大集合、そば市開催) 10:00～15:00

3/23(日) 能登半島地震ボランティア“感謝の集い”
10:00～ 《能登の復興まつり》 主催：ボランティア感謝の集い実行委員会
アトラクション “絆と響き” “まつり” (石川県観光交流局)
ふるまい鍋など 会場：調整中
被災者代表“感謝の言葉”、ボランティア代表“がんばれメッセージ”
記念植樹
上記内容については調整中

参考 現時点での石川県能登半島地震復旧・復興本部会議での案を記載

3/25(火)能登半島地震復興シンポジウム(仮称)
主催：能登半島地震復興プロジェクト実行委員会
会場：輪島市文化会館大ホール
参加予定人員：1,200人

- 13:30～ 大会開会宣言
来賓あいさつ・来賓紹介
- 13:45～ 「震災から復興へのあゆみ」/震災発生時から今日までの復旧・復興に至る映像
- 14:00～ 地元市町長からの被災報告
- 14:30～ 被災地の子供による作文発表/震災体験談、ふるさとへの思いなど
- 14:45～ 著名人による応援メッセージ
- 15:00～ パネルディスカッション/防災と能登半島地震への対応の総括及びその教訓の未来への継承
/震災からの復興の取り組みと能登の元気発信
※ 終了後にコーディネーターが「復興への提言」をまとめる。
- 16:30～ 「復興の誓い」/地元を代表し、未来の地域を担う子供からの決意表明(元氣宣言)
- 16:40～ 閉会

3/25(火) 震災パネルの展示、子ども絵画コンクール等を実施
会場：輪島市文化会館

●今月の主な内容

- 検証—能登半島地震…P2～19
- 後期高齢者医療制度…P20
- 指定管理者候補者選定委員会公募…P21
- 当初予算の概要…P24～27
- 速報—市議会定例会…P28

能登半島地震から1年

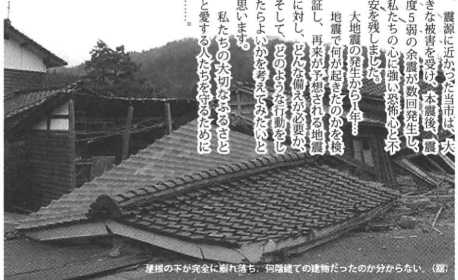
3月25日を迎えるにあたり、能登・雪割草まつり、能登雪割草と外浦ウォーク、能登半島地震ボランティア“感謝の集い” in 能登など復興メモリアルイベントが開催されました。イベントでは、将来の復興を確信できると多くの“元氣な笑顔”があふれていました。



青空の広がる穏やかな春日となった能登半島。2007年3月25日午前9時41分頃、能登半島を襲った大きな揺れが能登半島を襲いました。震源は、輪島市と志賀町の境付近の能登半島沖、震源の深さは11km、地震の規模を表すマグニチュード(M)は6.9、震度6強(平成19年能登半島地震)と名付けられたこの地震により、輪島市の家々は倒壊し、道路ははげしく陥没しました。がけ崩れが起きた山肌は土と岩を露わにし、崩れ落ちた土砂は道路を寸断しました。そして、たくさんの人々がけがをし、特に1人の命が奪われました。

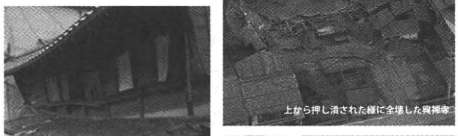
検証 「記録」—大地震は、私たちに何を語りかけたのか

3・25能登半島地震発生から1年



屋根の平が完全に崩れ落ち、何層建ての建物だったのかわからない。(図)

住宅、寺など建物の全壊が相次いだ。消防署や消防団の迅速な救助活動などにより人的被害は少なかった。



土から押し潰された様に全壊した現神幸



倒壊家屋の下敷による犠牲者は奇跡的にいなかった。壊れた部で救助活動が迅速だったこと、火災の発生がなかったことが幸いしたのか、唯一の犠牲者が惜しまれる。

検証—3・25能登半島地震

建物の倒壊相次ぐ



落下した瓦が散乱。ブロック塀、鳥居、墓や庭の灯ろうが倒壊。建物の中は倒壊した家具が散乱した。



揺れの強さを物語る。建物は大きく傾き、家財道具が散乱し扉が壊れた。瓦は軒先から落ちてきた。

輪島市災害状況 輪島市災害対策本部集計(平成20年1月31日現在)

人的被害				住家被害			その他被害		
死者	行方不明	重傷	軽傷	全壊	半壊	一部破損	道路	河川	崖崩れ等
1人	0人	46人	69人	513棟	1086棟	7725棟	国道9箇所、県道17箇所、市道26箇所での通行止	閉鎖2箇所	地すべり8箇所、がけ崩れ27件

ライフラインの被害と復旧状況

- 電力 全世帯で供給停止(3月26日午後4時50分に全世帯で復旧)
- 水道 5500戸で供給停止(輪島地区4月3日午後8時に復旧、門前地区4月7日午後8時に復旧)
- 固定電話 発信規制は3月25日午後2時9分までですべて解除
- 携帯電話 発信規制は3月25日午後3時25分までですべて解除

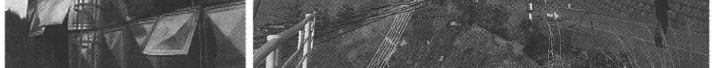
土砂崩れが多発



土砂崩れが多発したが、降雨による大きな二次災害の発生による被害の拡大はなかった。



地すべり、土砂崩れが多発したが、降雨による大きな二次災害の発生による被害の拡大はなかった。



照野町を流れる河原田川に崩落した土砂が大量に流れ込み、川の移り、川幅を狭くした。



地すべり、土砂崩れが多発したが、降雨による大きな二次災害の発生による被害の拡大はなかった。



国道249号線の道路が崩壊、電柱も大きく傾いた。

地震豆知識 ～マグニチュードと震度。震度で引き起こる身の回りの現象～

マグニチュード＝地震のエネルギー（規模）を示すもので、防災科学研究所ではM7以上を大地震、M5～7を中地震、M3～5を小地震、M3～1を微小地震、M1以下を極微小地震と区分。

震度＝地震によるある場所での揺れの激しさを表すもので、震度0から7に分かれ、震度5、6はさらに強と弱に分けられ全体的に10級に分類され、震度計に基づき判定。

Table with 5 columns: 震度 (Magnitude), 人の反応 (Person's reaction), 建物の状況 (Building status), 木造建物 (Wooden buildings), 鉄筋/コンクリート建物 (Reinforced/Concrete buildings), ライフライン (Lifelines), 地盤・斜面 (Ground/Slopes). Rows 0-7 describe various effects from shaking to structural damage.



生命線の道路、水道に被害大

5 被災生活

家族の安否確認
3つめに、外出先から電話で確認する場合ですが、全国...

近所安全確認
最後は、もうひとつ大切なことは、避難経路の確認です。大きな地震...

地震豆知識 ～地震予知と能登半島周辺の過去の大きな地震～

地震予知
地震予知とは地震の起こる場所・時・大きさを予測すること。日本では1964年の新潟地震をきっかけに、翌年から地震予知研究が始まりました。

能登半島周辺の過去の大きな地震活動
能登半島周辺では、1729年8月1日にM6.6～7の地震、1993年2月7日にM6.6の地震が発生するなど、被害をもたらしたM6.0以上の地震が数回発生している。

Table of past earthquakes in the Noto Peninsula region. Columns: 年月日 (Date), M (Magnitude), 主な被害 (Main damage). Includes events from 1729 to 1993.

7 被災生活

「備え」大地震は、私たちに何を語りかけたのか

「大きな地震は一度起きると、数十年は再び起きない」と、考える人は少なくない。これは、地震を引き起こす地盤の回復...



- 1 自分の身を守る
倒れてくるものだから、身を守ろう。
2 火の元の確認
揺れがおさまってから、あわてず火の始末を。
3 家族の安否確認
家族の無事を確認。
4 避難経路の確認
避難経路をしっかりと確認。
5 近所の安全確認
近所で倒壊家屋に埋もれた人は、火災は、必ずすぐ高台へ!

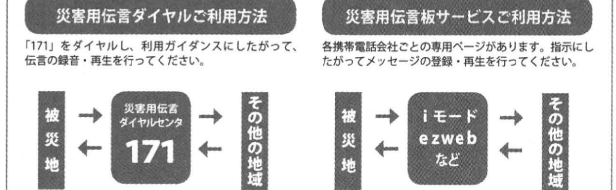
被災生活

津波情報のポイント
津波予報は、発生恐れのある津波の高さにより出される予報が違い。
津波警報 大津波 3.4, 6.8, 10m以上
津波 津波 1, 2m
津波注意報 0.5m

家内・家電の転倒防止
まず、最初に考えたいのが、生活に欠かせない家具や大型の家電製品が大きな地震で凶器と化す可能性があるという点。

地震豆知識 ～災害用伝言サービスを活用しよう～

災害用伝言サービスとは
震度6以上の地震などが発生した場合に、被災エリアにいる方が利用できるようになります。



- 171にダイヤル
こちらは、災害用伝言ダイヤルです。録音される方は「1」、再生される方は「2」を…(略)…ダイヤルしてください。
2録音なら「1」、再生なら「2」をプッシュしてから市外局番からダイヤル「0768-00-0000」
メッセージを録音または録音されたメッセージを聞く「家族は皆無事です。〇〇避難所に避難しています。」など

8 被災生活

住まいの耐震化
住まいの耐震化を考えた。住まいの耐震化を考えた。住まいの耐震化を考えた。

住まいの耐震化
住まいの耐震化を考えた。住まいの耐震化を考えた。住まいの耐震化を考えた。

●住まいの耐震化事業

Table with 3 columns: 事業名, 対象, 内容, 概要. Details about seismic retrofitting programs for residential buildings.

●簡易耐震診断チェック 次の各項目に3箇所以上のチェックがある場合は、耐震力が弱い恐れがあります。

●非常持ち出し品
地震が起きる前に、準備しておきたい品を非常持ち出し品として準備しておく。

●非常持ち出し品の準備
非常持ち出し品の準備は、地震が起きる前に、準備しておきたい品を非常持ち出し品として準備しておく。

9 検証-3・2.5能登半島地震

●公民館
地区住民が気軽に利用できる公民館は、震災時、避難所としての機能だけでなく、被災の間い合わせ、復旧情報収集提供など情報伝達の窓口として活躍し、ボランティア依頼の受付も行われました。

●町会長
避難者の掌握、市からの情報伝達、在宅要援者の確保など町会長の協力なしではできません。特に、災害ゴミ処理について、いつ、どこに、どのようにして

向こう三軒両隣のつながりを大切にしたい人、地域とのコミュニケーションを図りながら災害に強いまちづくりのお手伝いができれば
輪島市民生委員・児童委員協議会 会長 徳山 忠志さん

はもう戻りませんが、私たち民生委員・児童委員も、地域とのコミュニケーションを図りながら災害に強いまちづくりのお手伝いができればと思っています。

11 検証-3・2.5能登半島地震

【助け合へ、共助】

助け合へ、共助
助け合へ、共助。助け合へ、共助。助け合へ、共助。

被災直後の緊急時に頼れるのは、隣近所の助け合いだということも痛感
一人暮らしの高齢者も年々多くなり「地域で見守る」体制づくりが重要

道下 泉 靖郎さん
道下 泉 靖郎さん

被災直後の状況
被災直後の状況。被災直後の状況。被災直後の状況。

避難所生活を支えたもの
避難所生活を支えたもの。避難所生活を支えたもの。避難所生活を支えたもの。

生かされた防災訓練
生かされた防災訓練。生かされた防災訓練。生かされた防災訓練。

避難所生活を支えたもの
避難所生活を支えたもの。避難所生活を支えたもの。避難所生活を支えたもの。

ありがたかった支度
ありがたかった支度。ありがたかった支度。ありがたかった支度。

ありがたかった支度
ありがたかった支度。ありがたかった支度。ありがたかった支度。

11 検証-3・2.5能登半島地震

10 検証-3・2.5能登半島地震

～防災知識、危険区域と避難所確認で安心とゆとりを～

輪島市防災マニュアルではじめる家庭の防災

自分たちの身は自分で守る「自助」という自主防災意識の向上を家庭から始めてください。

一地震発生時はどこにいましたか。強い揺れのと、まず何をしましたか。

一地震発生時はどこにいましたか。強い揺れのと、まず何をしましたか。

一地震発生時はどこにいましたか。強い揺れのと、まず何をしましたか。

一地震発生時はどこにいましたか。強い揺れのと、まず何をしましたか。

一地震発生時はどこにいましたか。強い揺れのと、まず何をしましたか。

一地震発生時はどこにいましたか。強い揺れのと、まず何をしましたか。

一地震発生時はどこにいましたか。強い揺れのと、まず何をしましたか。

一地震発生時はどこにいましたか。強い揺れのと、まず何をしましたか。

一地震発生時はどこにいましたか。強い揺れのと、まず何をしましたか。

11 検証-3・2.5能登半島地震

12 検証-3・2.5能登半島地震

「復興」―大地震は、私たちに何を語りかけたのか

2008年3月25日午前9時41分、能登半島地震からちょうど一年を迎え、防災無線の呼びかけで、市民が復興への願いを込め黙祷を捧げました。

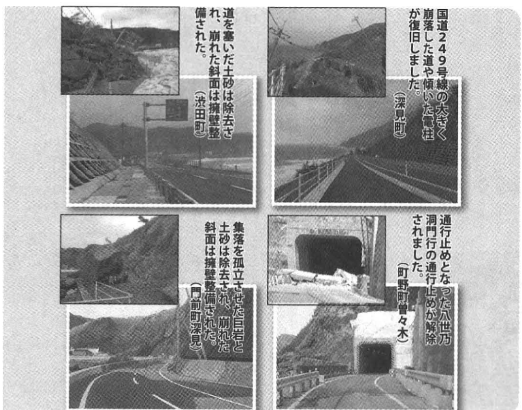
總持寺祖院では、復興の鐘が鳴り響くなか、托鉢行列が總持寺祖院山門を出発しました。

輪島朝市では、復興感謝祭を企画。これまでの街並み、復興への感謝を込めた能登の舞いやさらなる発展を願う歌や水森かわりさんが新曲「輪島朝市」を熱唱。訪れた人たちが感動していました。

一年という節目を迎えるにあたり、地震を忘れず、災害に立ちまわりの力を貸す輪島朝市「復興」を熱唱。訪れた人たちが感動していました。



9時41分、防災行政無線の命令を受け黙祷が捧げられました。總持寺祖院では復興の鐘がゴーンゴーン鳴り響き、黙祷を捧げた僧侶たちの托鉢行列がスタートしました。

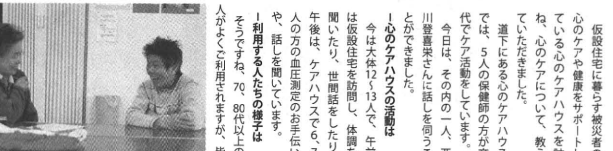


国道249号線の沿く前落し道や傾斜路の復旧作業が進んでいます。深見町では、土砂を除去した道路は復旧されたが、傾斜路は復旧作業が進んでいない。また、傾斜路の復旧作業が進んでいない。また、傾斜路の復旧作業が進んでいない。

道を通りた土砂は除去されたが、傾斜路は復旧作業が進んでいない。また、傾斜路の復旧作業が進んでいない。また、傾斜路の復旧作業が進んでいない。

●心のケア「被災」

専門家によると、災害対策としては「3つの方法がある」として、「1は、「防災」」「2は、土木事業等に「被害防止を図るハート対策」も一つは、アリアリで進んでいる被災者に対する心のケアです。



飯後住むに暮らす被災者の心のケアを支援するボランティア。心をつなぐための活動が、被災者にとって大きな支えとなっている。

心をつなぐための活動が、被災者にとって大きな支えとなっている。心をつなぐための活動が、被災者にとって大きな支えとなっている。

13 輪島誌

復興のスタートライン

輪島漆器

昨日の3月25日に能登半島地震発生。漆器の産地である輪島漆器は、被災地から復興の足音を聞き取ることができ、多くの漆器が再建された。

当初は事業の継続再開が危ぶまれる状況にまで追い詰められた。しかし、多くの漆器が再建された。多くの漆器が再建された。



能登半島地震復興シンポジウムが、文化会館ホールで開催されました。能登半島地震復興シンポジウムが、文化会館ホールで開催されました。



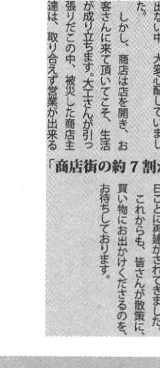
15 輪島誌

「總持寺通り」

「商店街の約7割が全壊。時間と共に分かる被害の実態に手も足も出ない」

総持寺通り復興委員会 会長 五十嵐 義孝

「総持寺通り」の復興作業は、時間と共に分かる被害の実態に手も足も出ない。復興作業は、時間と共に分かる被害の実態に手も足も出ない。



16 輪島誌



輪島酒造業復興委員会委員長 中島 浩司

「輪島酒造業」

能登半島地震からは一年が経過している。被災地では、復興に向けての動きが活発化している。被災者から復興に向けての要望が、市や関係機関に届いている。市は、被災者からの要望を踏まえ、復興に向けた取り組みを進めている。

「不安の中、復興に大きな投資。本当の復興に地酒のさらなる理解を」

この半年間を振り返ると、復興に向けた動きが活発化している。被災者から復興に向けての要望が、市や関係機関に届いている。市は、被災者からの要望を踏まえ、復興に向けた取り組みを進めている。

Table with 2 columns: Category (e.g., 被災者生活再建支援費) and Amount (e.g., 4,919万円).

被災者生活再建支援費の活用状況。被災者からの要望を踏まえ、市は、被災者からの要望を踏まえ、復興に向けた取り組みを進めている。

17 被災地支援

検証-3・2.5能登半島地震

平成20年度当初予算の概要

Table showing budget details for various categories like disaster relief, reconstruction, and social welfare.

平成20年度 当初予算の震災復興に向けた取り組み

合計18億1326万1000円。被災者生活再建支援費、被災者生活再建支援費、被災者生活再建支援費。

被災者生活再建支援費の活用状況。被災者からの要望を踏まえ、市は、被災者からの要望を踏まえ、復興に向けた取り組みを進めている。

被災者生活再建支援費の活用状況。被災者からの要望を踏まえ、市は、被災者からの要望を踏まえ、復興に向けた取り組みを進めている。

19 被災地支援



3月3日、平成20年第1回市議会定例会初日の市長議案説明

復興

震災を乗り越え、さらなる発展へ

昨年3月25日に発生した能登半島地震から、早1年が過ぎました。本市においては、被災者からの要望を踏まえ、復興に向けた取り組みを進めている。

被災者生活再建支援費の活用状況。被災者からの要望を踏まえ、市は、被災者からの要望を踏まえ、復興に向けた取り組みを進めている。

18 被災地支援

平成20年度当初予算の概要

付録-1 能登半島地震災害に係る予算措置状況(平成19年度分)

Table showing budget allocation for disaster relief, reconstruction, and social welfare across various categories.

被災者生活再建支援費

被災者生活再建支援費の活用状況。被災者からの要望を踏まえ、市は、被災者からの要望を踏まえ、復興に向けた取り組みを進めている。

被災者生活再建支援費の活用状況。被災者からの要望を踏まえ、市は、被災者からの要望を踏まえ、復興に向けた取り組みを進めている。

被災者生活再建支援費の活用状況。被災者からの要望を踏まえ、市は、被災者からの要望を踏まえ、復興に向けた取り組みを進めている。

27 被災地支援

長野県における災害時栄養・食生活支援ガイドラインの作成について

地域協力者：花岡佐喜子（長野県健康福祉部）、田中佳乃（飯田保健所）、高橋初江（佐久保健所）、酒井登実代（伊那保健所）、赤塩真奈美（長野保健所）、宮島京子（北信保健所）、飯澤裕美（松本保健所）、小林ゆかり（長野県健康福祉部）
分担研究者：佐々木隆一郎（飯田保健所）、寺井直樹（松本保健所）

研究要旨： 中越沖地震の際の栄養士の現地調査を契機に、災害時における栄養支援の取組み方法について全国保健所管理栄養士会が中心となり、保健所管内における災害時の栄養支援について、全国的にガイドラインに基づく普及活動が行われている。今回長野県で、災害時の栄養・食生活支援について、保健所管理栄養士がシステムとして取り組むためのガイドラインを作成したので報告する。

キーワード：災害時栄養・食生活支援ガイドライン、保健所管理栄養士

A. 研究目的

中越沖地震での調査を基礎に、日本公衆衛生協会と全国保健所管理栄養士会では、保健所管理栄養士が大規模な災害発生時に取り組むべき点について、平成19年3月に「健康危機管理時の栄養・食生活支援ガイドライン」を作成した。平成20年度、21年度にはこのガイドラインを教科書として、全国の保健所管理栄養士を対象とした普及活動（活用スタディー）を行っている。しかし、災害発生時に都道府県単位で、システムとして保健所管理栄養士が連携して、栄養・食生活支援にどのように取り組むかについての報告は見られない。

そこで、本研究では、長野県を例に、都道府県単位で災害時の栄養・食生活支援体制構築に関しての視点、課題、及び具体的解決点についてガイドラインとしてまとめることを目的とした。

B. 研究方法

長野県の保健所管理栄養士からなる長野県保健所管理栄養士協議会を中心に、長野県としての災害時の栄養・食生活支援体制を構築することとした。県単位で栄養・食生活支援体制を構築する過程での課題、及びその具体的解決策などをまとめ、ガイドラインとしてまとめた。

検討経過：

1) 平成21年度：

- ・ 栄養・食生活支援体制構築の視点について検討を行った
- ・ 上記支店について、長野県における実態調査を行い、課題を抽出し、解決策について検討を行った
- ・ 講師を招き先進事例を学んだ

2) 平成22年度：

- ・ 視点ごとの課題の具体的解決について、関係機関などとの調整を行った
- ・ これらの結果を、ガイドラインとしてまとめた

C. 結果

ガイドラインは「大規模自然災害に備えた保健所と中心とした栄養・食生活対応ガイドライン」として作成し（参考資料）、長野県内保健所管理栄養士に配布した。

ガイドラインの目次を下記に示した。

1 はじめに

(1) 栄養・食生活に関する大規模自然災害時支援体制の必要性

(2) 大規模自然災害における保健所の役割

ア 災害発生に備えた準備の必要性

イ 市町村危機管理担当者、市町村栄養士との意識の共有と連携体制の構築

ウ 市町村準備体制の課題

エ 地域における意識の向上、課題解決に向けた取組み

2 長野県の危機管理体制における栄養・食生活支援の現状

(1) 長野県の危機管理体制における栄養・食生活支援の現状

ア 食料備蓄の現状

イ 連携協定の現状

ウ 市町村との連携体制

エ 栄養相談等の支援

(2) 市町村の危機管理体制における栄養・食

- 生活支援の現状
 - ア 食料備蓄の現状
 - イ 連携協定の現状
 - ウ 支援が必要な者への支援体制等
- 3 各種団体、自衛隊との連携
 - ア 具体的な各種団体とは
 - イ 各種団体の現状と今後期待する役割
 - エ 各種団体との連携のあり方、地域体制
 - オ 自衛隊の食事提供の現状と連携
- 4 食中毒予防など食品衛生の遵守
 - ア 避難所の食事提供、炊き出しの状況
 - ・被災地からの報告
 - イ 食中毒予防、食品衛生について
- 5 普通の食事が食べることができない住民への栄養・食生活支援
 - ア 普通の食事が食べることができない住民とその把握状況
 - イ 必要な特殊食品の種類と備蓄業者
 - ウ 特殊食品の提供体制
- 6 避難所被災者への食事提供支援及び栄養指導
 - ア 被災者の状況に合わせた食事提供をするための自衛隊からの食事提供
 - イ 避難所生活の長期化と食事の提供
 - ウ 集団における食事バランスチェック表とその活用
 - エ 長野県版献立表の作成と献立の活用
 - オ 必要に応じた栄養指導の実施
- 7 給食施設への支援
 - ア 給食施設の取組み
 - イ 給食施設管理者の理解と栄養士の役割
 - ウ 給食施設における災害時食事提供マニュアル
 - エ 給食施設間の連携、協力体制の構築
- 8 保健所間の栄養・食生活支援体制
 - ア 保健所間の状況の確認、情報の共有
 - イ 支援内容
 - ウ 保健所管理栄養士が必要とする情報のデータベース化

D. 考察

今回のガイドライン作成に当って、実際に県単位で災害時の栄養・食生活支援体制を構築するためには、関係者との緊密な連携が必要であることを痛感した。

今回の作成の過程で、県単位の防災計画に記載のある食料支援の内容の検討も行った。その結果、保健所管理栄養士は、地域における健康危機管理の拠点である保健所の技術スタッフであるにもかかわらず、保健所危機管理担当者との意識が十分でなかったことが明らかになった。

災害時の栄養・食生活支援の検討に当って、「地域の災害時に栄養・食生活対応でかけている点は何か?」、「保健所管理栄養士としてできることは何か?」の二点を検討の基本においた。

そのために、長野県内での現状についての実態調査と分析、及び不足部分を補うための具体的方法論を、技術者の視点から再検討を行った。

ガイドラインの作成は、長野県の全保健所管理栄養士の視点を整理しただけにとどまらず、「集団における食のバランスチェック表」のなど災害の準備、発生時に必要なグッズの開発に結びついた。「集団における食のバランスチェック表」は、その機能から、災害に備えて食糧を備蓄する市町村担当者や災害発生時に避難民に食糧を供給する市町村担当者にとって、具体的な目安を得る方法として、有用性の高いグッズであると考えている。

繰り返しになるが、今回地域で災害時の栄養支援体制を構築するに当っては、まず地域の関係者との「顔の見える関係づくり」が不可欠であると感じられた。

E. 参考資料

1. 「地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善の基本指針について」平成20年10月 厚生労働省健康局
2. 日本公衆衛生協会：「健康危機管理時の栄養・食生活支援ガイドライン」。平成19年3月、東京、日本公衆衛生協会。

平成 22 年度 厚生労働科学研究費補助金（健康安全・危機管理対策総合研究事業）
「健康危機発生時における行政機関相互の適切な連携体制及び活動内容に関する研究」
分野研究名：医療・介護等安全

分野研究責任者：古屋好美（山梨県中北保健所長）

研究協力者：石田久美子（茨城県つくば保健所長・常総保健所長（兼務））、池田和功（堺市北区役所北保健センター所長）、桜山豊夫（東京都福祉保健局技監）、船山和志（横浜市健康福祉局健康安全部医療安全課医療安全相談担当係長）、古畑雅一（北海道江差保健所長）

【要旨】

医療・介護等安全分野における保健所の健康危機管理体制を強化するために、平成 18-20 年度作成の評価指標を基に全国調査を実施して平成 20 年度全国調査結果と比較したところ、要改善率 40%以上の保健所の率は改善した。連携システム構築事業を実施し、これまでに実施した事業と併せて具体的事業を解説した連携促進のためのガイドラインを作成して、ホームページ上に公開した。今後は医療安全に関わる他の組織・機関との連携を目指して、保健所を拠点とした地域内連携を進めるとともに、さらなる連携体制構築のための検討が必要である。

キーワード：医療安全、介護安全、医療事故、院内感染、医療安全支援センター、立入検査、地域医療安全文化醸成

【目的】

医療・介護等安全分野における評価指標を基に、全国保健所の健康危機管理準備状況の改善状態を調査し、さらに改善を図るために連携構築を目指したガイドラインを作成して普及すること、及び院内集団感染発生時における専門家による支援・連携を目指すことを目的とする。

【方法】

1. 〈全国調査〉平成 18-20 年度に作成した評価指標について、平成 22 年度に全国調査を実施し、その結果と平成 20 年度全国調査結果とを健康危機管理準備改善状況において比較検討した。併せて、平成 21 年度に作成した要改善率 40%以上の項目について健康危機管理準備状況改善のためのチェックリスト調査を実施した。
2. 〈連携システム構築のための事業〉保健所を含む地域内関係機関間の連携を連携システム構築に高めるための方策として次の事業についてまとめた。
 - 1) 「横浜市医療安全推進協議会」
 - 2) 「横浜市医療安全メールマガジン（自治体のメールマガジンによる医療安全啓発）」
 - 3) 「地域における病院長・事務長、看護部長などの連絡会との連携」
 - 4) 「地区組織等との地域内連携による医療安全文化の醸成における保健所の役割（つくば保健所）」
 - 5) 「堺市北区子ども家庭フォーラム（大阪小児科医会公開講座との連携）」
 - 6) 「市町村、市民ボランティアと連携した子どもの急病対応の啓発事業」フォローアップアンケート
 - 7) 「小児の急病時の対応に関する啓発（下関市立下関保健所）」ポスターとリーフレット作成・配布